

名古屋市地区会館 指定管理者募集要項

令和 4 年 6 月

名古屋市

（スポーツ市民局・北区役所・西区役所・中川区役所
港区役所・守山区役所・緑区役所）

目次

1	対象施設	2
2	指定管理者が行う業務の内容	4
3	指定管理者が行う自主事業	5
4	指定期間	5
5	選定に参加する者に必要な資格	5
6	管理の基準	6
7	管理運營業務に従事する者の配置の基準	10
8	管理運營業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲	10
9	指定管理料	12
10	収支計画	15
11	新型コロナウイルス感染症の影響への対応	15
12	申請に関する書類の配付及び申請の受付	15
13	申請書類	16
14	提出部数	17
15	説明会	17
16	質問の受付と回答	18
17	募集締切後の日程（予定）	19
18	選定方法及び選定の基準	19
19	選定結果の通知及び公表	20
20	選定委員会の構成	20
21	指定の手続き	20
22	協定に関する事項	21
23	団体における法人格変更への対応	21
24	申請にあたっての留意事項	21
25	市による評価の実施、公表	22
26	市監査委員等による監査	22
27	次期指定管理者への業務の引継ぎ	23
28	暴力団の施設利用における措置	23
29	問合せ先	23

名古屋市地区会館指定管理者募集要項

名古屋市（以下「市」といいます。）は、地域住民の学習、集会、体育、レクリエーション等の多目的な利用に供するとともに、市の実施する福祉、教育、文化等に関する事業に活用する施設として、名古屋市地区会館（以下「地区会館」といいます。）を設置しています。

地区会館は、集会室、和室、茶室、実習室、ステージ付きの体育室をはじめ、談話室、児童室、図書室などの教養娯楽室を備えており、地域住民を中心に広く利用されています。

名古屋市地区会館条例（昭和56年名古屋市条例第29号。以下「条例」といいます。）第11条の規定により、地区会館の指定管理者を公募します。

1 対象施設

(1) 名古屋市楠地区会館（以下「楠地区会館」といいます。）

所在地	名古屋市北区楠味鋤三丁目 612番地
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	1,182.80㎡
施設概要	第1集会室（45.75㎡）、第2集会室（45.75㎡）、和室（30畳）、茶室（10畳）、実習室（56.73㎡）、体育室（285.12㎡）、談話室（12畳）、クラブ室（45.75㎡）、児童室（34.98㎡）、図書室（27.45㎡）、駐車場 27台
開館年月日	昭和57年 1月12日

(2) 名古屋市山田地区会館（以下「山田地区会館」といいます。）

所在地	名古屋市西区八筋町78番地
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	1,195.35㎡
施設概要	集会室（75.00㎡）、和室（18畳）、茶室（10畳）、実習室（37.50㎡）、体育室（456.00㎡）、談話室（12畳）、クラブ室（37.50㎡）、児童室（38.00㎡）、図書室（37.50㎡）、駐車場 25台

開館年月日	昭和56年 4月 4日
-------	-------------

(3) 名古屋市富田地区会館（以下「富田地区会館」といいます。）

所在地	名古屋市中川区戸田四丁目2502番地
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	1,188.39㎡
施設概要	第1集会室（55.00㎡）、第2集会室（27.50㎡）、和室（27畳）、茶室（8畳）、実習室（48.00㎡）、体育室（300.00㎡）、談話室（12畳）、クラブ室（30.00㎡）児童室（27.50㎡）、図書室（40.00㎡）、駐車場 24台
開館年月日	昭和56年12月20日

(4) 名古屋市南陽地区会館（以下「南陽地区会館」といいます。）

所在地	名古屋市港区春田野三丁目 101番地
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	1,230.57㎡
施設概要	第1集会室（43.39㎡）、第2集会室（43.39㎡）、和室（18畳）、茶室（6畳）、実習室（51.20㎡）、体育室（443.20㎡）、談話室（12畳）、児童室（56.00㎡）、駐車場 24台
開館年月日	昭和58年 2月19日

(5) 名古屋市志段味地区会館（以下「志段味地区会館」といいます。）

所在地	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番地の 1
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建（志段味支所と合築）
延床面積	1,814.50㎡のうち専有面積970.88㎡
施設概要	第1集会室（46.40㎡）、第2集会室（46.40㎡）、和室（15畳）、茶室（8畳）、実習室（61.20㎡）、体育室（448.00㎡）、談話室（12畳）、児童室（41.00㎡）、図書室（34.80㎡）、駐車場 73台（支所、保健センター分室と共用）
開館年月日	昭和60年 4月 1日

(6) 名古屋市徳重地区会館（以下「徳重地区会館」といいます。）

所在地	名古屋市緑区元徳重一丁目401番地
建物概要	名称 緑区役所徳重支所等共同ビル（以下「共同ビル」といいます。） 建物構造 鉄骨造 4階建（緑区役所徳重支所、緑保健センター徳重分室、徳重図書館及び自転車駐車場並びに民間施設と合築）
延床面積	9,873.66㎡のうち専有面積1,830.84㎡
施設概要	第1集会室（48.20㎡）、第2集会室（48.20㎡）、和室（12畳）、茶室（12畳）、実習室（57.75㎡）、多目的室（57.46㎡）、体育室（550.89㎡）、児童室（40.08㎡）、印刷室、ギャラリー、駐車場（地区会館専用の駐車場はなし。利用者は共同ビルに隣接する民間駐車場を利用することができる。）
開館年月日	平成22年 5月 6日

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 施設の供用等

ア 施設の使用申込みの受付、使用許可等

イ 施設の利用料金の徴収等

ウ 施設の広報等

(2) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。）

(3) 事業計画書及び収支予算書の提出

(4) 事業報告書及び収支決算書の提出

(5) 管理運営状況の自己点検、利用者満足度調査等の実施

(6) 災害・事故発生時など、緊急時の対応

(7) 名古屋市地域防災計画における指定避難所、二次避難所及び指定緊急避難場所の開設及び運営（楠地区会館を除きます。）

(8) 指定期間終了にあたっての引継業務

(9) その他必要な管理運営業務

3 指定管理者が行う自主事業

指定管理者は、施設の利用者増及び地域活動の振興を図ることを目的として、「2 指定管理者が行う業務の内容」以外の事業を実施することができます。自主事業についての具体例は次のとおりです。

- (1) 地区会館まつりの実施
- (2) 教室等の実施
- (3) その他指定管理者の提案により実施する事業

4 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

5 選定に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体

- ア 破産者で復権を得ない者でないこと
- イ 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者でないこと
- ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと
- エ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと
- オ 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- カ 市町村民税、固定資産税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- キ 直近決算において債務超過でないこと
- ク 地方自治法第 244条の 2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと
- ケ 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者でないこと
- コ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意

書」（平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと

※なお、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として指定を取り消します。

(2) グループによる申請について

ア グループにより申請する場合は、構成員の中から代表者を定め、グループの名称、グループを構成する構成員及び代表者の氏名・所在地、グループの成立期間、代表者及び構成員の責任分担、代表者に委任する事項等について定めた覚書又は協定書を締結して提出してください。

イ 地区会館の指定管理者に申請したグループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で申請することはできません。

ウ グループの構成員全てについて、上記(1) アからコまでの要件を満たしている必要があります。

エ 代表者及びグループの構成員の変更は、原則として認めません。

(3) 事業協同組合等の申請について

事業協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の双方が同じ施設について申請した場合は、組合の申請を無効とします。

(4) 特別目的会社の申請について

特別目的会社として申請しようとする場合で、設立予定として申請する場合、選定結果の公表時までには設立することの実現性を証明する資料を申請時に必ず提出してください。

6 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び地区会館の設置目的に沿った管理運営

条例等関係法令を遵守し、地区会館の設置目的に沿った管理運営を行ってください。

(2) 使用時間

午前10時から午後 9時まで

(3) 休館日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日
（休日が月曜日にあたるときは、その翌日）

ウ 1月 2日、 1月 3日及び12月29日から12月31日まで

なお、条例第13条第 3項に基づき休館日に開館をしている施設においては、指定の議決後の周知期間を考慮し、 指定管理期間初年度の 4月については現行の開館日等を継続していただきます。

また、施設、設備の修繕にかかる工事等により、長期間施設を休館していただく場合があります。

（参考）各地区会館休館日

地区会館	現行の休館日
楠地区会館	第 5月曜日、祝日、年末年始
山田地区会館、富田地区会館、 南陽地区会館、志段味地区会館	第 4月曜日、年末年始
徳重地区会館	月曜日、祝日、年末年始

(4) 情報の保護及び管理

指定管理者は、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条に基づき、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、市の基準に基づき、協定の定めるところにより遵守してください。

(5) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の 2第 1項に基づき、地区会館の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めてください。

(6) 第三者への業務委託（以下「再委託」といいます。）

指定管理者は、管理運営業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、業務の一部を再委

託することができます。

なお、上記により再委託する場合は、再委託先について適切な監督指導を行ってください。また、再委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責に帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者の責任において負担してください。

(7) 備品に関する事項

備品とは、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号。以下「会計規則」といいます。）第132条により規定されるものです。

ア 基本的な備品は、市が無償で貸し付けます。

イ 備品の更新は、市において行います。

(8) 指定避難所の運営等

地区会館（楠地区会館を除きます。）は、災害対策基本法の規定及び名古屋市地域防災計画に基づく指定避難所、二次避難所及び指定緊急避難場所と定められています。なお、指定緊急避難場所については、災害の種別（洪水・内水はん濫、土砂災害、津波）によって指定の状況が異なるため注意を要します。指定管理者は次の業務を行ってください。

ア 指定緊急避難場所の指定を受けている地区会館については、指定された災害にかかる「高齢者等避難」若しくは「避難指示」（以下「避難情報」といいます。）が発令された場合及び避難情報発令前に自発的に避難した住民（以下「避難者」といいます。）があった場合は、避難者が指定緊急避難場所としてあらかじめ定められたスペース等安全な場所に緊急避難できるよう施設を開放します。

イ 指定避難所の指定を受けている地区会館については、災害が収まった後、区本部長から指定避難所開設の指示を受けた場合、若しくは区本部長からの指示前に避難者があった場合は、避難者が指定避難所としてあらかじめ定められたスペース等安全な場所に避難できるよう施設を開放します。

ウ 避難者の受け入れを行います。指定緊急避難場所又は指定避難所開設後は、避難者を受け入れるとともに区本部長に報告します。ただし、指定緊急避難場所の指定状況及び災害の種別によっては、避難者を受け入れられない場合もあるため、受け入れ不可の災害発生時において、災害の危険が

去るまでの間に避難者があった場合は、最寄りの指定緊急避難場所を案内します。

エ 避難者に災害の危険が切迫した場合は、より安全な場所への避難誘導を行うとともに、区本部長に変更後の避難場所を報告します。（指定緊急避難場所の指定を受けている地区会館のみ）

オ 避難者で構成する指定避難所管理組織に災害用物資の保管場所を伝えるなど避難所運営を支援します。これにあたっては、平常時から災害用物資の適正な保管に努めることとします。

カ 施設の管理保全に努めます。

キ 区本部の指示のもとで、二次避難所の役割に沿った運営及び指定避難所の閉鎖に協力します。

ク 市が特に必要と認めた事項の遂行に協力します。

指 定 避 難 所…災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。

二 次 避 難 所…民間施設、学校施設等の本来活動再開のため、避難所統廃合を予定する。

指定緊急避難場所…命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所。

(9) 感染防止対策

「地区会館における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に基づいて適切な感染防止対策等を講じてください。また利用者に対しても適切な感染防止対策等を講じさせてください。

(10) 区役所等の公的機関や地域住民、各種団体との連携

地区会館は、地域住民の学習、集会、体育、レクリエーション等の多目的な利用に供するため、公的機関や地域住民・各種団体と連携・協力し、地域の実情に応じた事業を展開していますので、今後も同様の役割を果たすため、区役所等の公的機関や地域住民、各種団体との連携協力を円滑にできる体制を整えてください。

7 管理運営業務に従事する者の配置の基準

- (1) 施設の受付、維持管理等の業務を円滑に行うことができる人員体制とし、午前10時から午後 6時までは、原則として 2名以上（事務室には、常時 1名以上を配置してください。）、午後 6時から午後 9時までは 1名以上を配置してください。ただし、徳重地区会館については、常時 2名以上を配置してください。
- (2) 人員のうちに地区会館の館長（総括管理責任者）として管理運営業務に専従する者を置いてください。館長は、正社員又は構成員とします。
- (3) 人員のうちに甲種防火管理者を置いてください。

8 管理運営業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理運営業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

次に掲げる事項については、市が直接執行するものとし、指定管理者はこれ以外の費用を負担するものとします。

ア 原形を変ずる修繕若しくは模様替又は 1件 2,500千円を超える修繕

イ 徳重共同ビル維持管理業務委託経費（共同ビル内に所在する徳重地区会館のみ。）

ウ その他協議により定める事項

(2) 損害賠償責任

ア 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたと認められる場合は、市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償するものとします。

イ アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を行った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとします。

(3) 協議を行う事項

指定管理者が、善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害、損失等が生じた場合は、その負担のあり方について協議します。

なお、責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考

え方は次のとおりです。

項 目	内 容	責任負担	
		市	指 定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に関係するもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備に関するもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
施設の休館	施設、設備の修繕にかかる工事等により、長期間施設を休館する場合	協議事項	
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
周辺住民への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○

不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		○

(4) 保険への加入

指定管理者は、上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で損害賠償責任保険等に参加する等、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

(5) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体が指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用について、市は補償しないものとします。

9 指定管理料

(1) 指定管理料の分類

指定管理料は、次の 2 つに分類されます。

ア 指定管理料（固定経費）

指定管理料（固定経費）とは、支出見込額（管理運営業務に要する経費）から収入見込額（利用料金、その他収入等）を差し引いた額をいいます。

年度毎の指定管理料（固定経費）は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定めますが、原則として指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、増額は認められないものとします。この指定管理料（固定経費）は精算しません。

なお、条例改正により利用料金の基準額が変更になった場合は、協議に

より指定管理料の額を変更する場合があります。

また、指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。

(ア) 収入

施設の利用料金は、指定管理者の収入になります。また、指定管理者が自主事業を実施する場合において、参加者から徴収する収入（実費弁償程度）等がある場合も、指定管理者の収入になります。

(イ) 利用料金の設定

施設の利用料金は、条例に定める利用料金の基準額に 0.7 を乗じて得た額から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

また、条例及び名古屋市地区会館条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第38号。以下「規則」といいます。）等に従い、利用料金の減免を行ってください。

なお、令和 5 年 3 月 31 日までに利用申請を行った者に対する利用料金については、令和 5 年 4 月 1 日以降の利用分であっても現在の利用料金の額が適用されますので、収入の算定に当たっては注意してください。

(ウ) 指定期間開始時及び終了時の利用料金収入の取扱い

令和 5 年 3 月 31 日以前に、令和 5 年 4 月 1 日以降の利用にかかる利用料金を収受したものについては、現指定管理者から収入証拠書類を添えて支払われます。

指定期間終了時に、指定期間以降の使用にかかる利用料金を収受している場合は、収入証拠書類を添えて次期指定管理者に支払うものとします。

(エ) 参考

平成30年度から令和 4 年度の各地区会館の指定管理料（固定経費）の合計は次のとおりです。（当初予算額）

楠地区会館	82,789千円
-------	----------

山田地区会館	88,851千円
富田地区会館	92,647千円
南陽地区会館	89,885千円
志段味地区会館	89,486千円
徳重地区会館	89,511千円

平成30年度から令和 3年度の各地区会館の減免額の合計は次のとおりです。

楠地区会館	650,900 円
山田地区会館	801,150 円
富田地区会館	1,870,000 円
南陽地区会館	649,050 円
志段味地区会館	761,700 円
徳重地区会館	1,583,750 円

イ 指定管理料（精算対象経費）

以下の経費は、市が年度毎に金額を定めて指定管理者に支払い、毎年度末に精算しますので、収支計画には含めないでください。

- ・工事修繕費（市が必要と認める備品等の修繕も含みます。）
- ・その他市と指定管理者が協議し定める経費

(2) 事業所税（資産割）

対象施設の収支計画における支出総額（事業所税にかかる金額を除く。）に対する利用料金の収入が 5割を超える場合、指定管理者が事業主体とみなされ、当該指定管理者に対して事業所税（資産割）が課税されます。

(3) 管理口座

管理運営業務にかかる経費及び利用料金収入等については、団体自身の口座とは別の専用口座で管理してください。

(4) 賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費について、雇用形態別の賃金水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライド

できる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映がなされます（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映されます。）。また、その際、当初年度の人件費の1.0%分までの金額は、指定管理者等の負担となります（以下この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。）。

申請団体は、「対象人件費等計算書（様式 6）」に必要事項を記入のうえ提出してください。また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」（指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引きについては、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。）をご参照ください。

10 収支計画

令和 5年度以降における新型コロナウイルス感染症の影響を見通すことが困難であり、事業計画書・収支計画書については、感染状況が落ち着いており、かつ施設の利用制限はないとの前提で作成して下さい。

11 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

国の緊急事態宣言に基づく愛知県知事からの要請等により施設の使用を停止した影響で利用料金収入が大きく減少した場合には、名古屋市と指定管理者の協議により必要な範囲で金額を精査し、所要額を補填する場合があります。

12 申請に関する書類の配付及び申請の受付

(1) 募集要項等の配付

募集要項等は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000152696.html>

(2) 申請書類の受付

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課地域振興係

〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

(3) 提出方法

持参のみとします。なお、申請書類を提出される際は、あらかじめ電話で予約したうえで来庁してください。

(4) 受付期間

令和 4年 6月15日（水）から令和 4年 7月29日（金）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除きます。）。ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。

(5) 提出期限

令和 4年 7月29日（金）午後 5時必着

13 申請書類

以下の書類（(3) ア～ウについては、グループによる申請の場合は、構成員全ての分）を提出してください。ただし、申請書類は、A4サイズ縦長、横書きとし、複数施設に申請する場合も施設ごとに提出してください。

(1) 名古屋市地区会館指定管理者指定申請書（規則第 4号様式）

(2) 宣誓書（様式 1）

(3) 申請団体に関する書類

ア 団体の概要（様式 2）

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

ウ 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等がわかるもの

(ア) 団体の概要がわかるもの（会社概要等）

(イ) 以下の書類及びそれに準ずる書類（それぞれ過去 3年間分）

・事業報告書

・法人市町村民税、法人固定資産税、消費税及び地方消費税の各納税証

明書（滞納がない旨の証明でも可）

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書（製造原価報告書、販管費内訳書含む）
- ・ 株主資本等変動計算書

※法人以外の団体にあつては、過去 3年間の事業報告書及び収支決算書とします。

※上記以外に、追加資料の提出を求めることがあります。

エ その他

- (ア) グループにおける代表者の選定及び事業分担等に関する覚書又は協定書（グループにより申請する場合のみ）（様式 3）
- (イ) その他市長が必要と認める書類
- (4) 同種・類似施設の管理運営実績にかかる書類（様式 4）
- (5) 事業計画書及び財務状況表（様式 5～様式19）
- (6) 提案の概要（様式20）
- (7) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための資料（様式21- 1、様式21- 2）

14 提出部数

前記13に掲げる申請書類のうち、(1)～(6)の書類については、正本 1部、コピー10部及びPDFデータを、(7)の書類については、正本 1部及びエクセルデータを提出してください。PDFデータ及びエクセルデータについては、原則としてCD-Rに保存の上提出してください。

※ PDFデータ及びエクセルデータについては、CD-Rの提出と合わせて下記まで電子メールにて提出してください。

【データの提出先】 a3118@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

15 説明会

(1) 公募説明会

- ア 日時 令和 4年 6月22日（水）午後 2時から
- イ 場所 市役所西庁舎12階 第 3会議室

※来庁の際は公共交通機関を利用してください。（地下鉄名城線「市役所」下車）

ウ 内容 募集要項等に関する説明及び質疑応答

エ 申込期限 令和 4年 6月21日（火）正午

(2) 施設見学会

各地区会館の見学、質疑応答を行います。当日は、募集要項等は配付しませんので、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードし、印刷したものをお持ちください。

施設名	日 時	申込期限
楠地区会館	令和 4年 7月 7日（木） 午後 2時から	令和 4年 7月 1日（金） 午後 5時
山田地区会館	令和 4年 7月 7日（木） 午前10時から	令和 4年 7月 1日（金） 午後 5時
富田地区会館	令和 4年 6月27日（月） 午前10時から	令和 4年 6月22日（水） 午後 5時
南陽地区会館	令和 4年 6月27日（月） 午後 2時から	令和 4年 6月22日（水） 午後 5時
志段味地区会館	令和 4年 7月 4日（月） 午前10時から	令和 4年 6月29日（水） 午後 5時
徳重地区会館	令和 4年 7月 4日（月） 午後 2時から	令和 4年 6月29日（水） 午後 5時

(3) 参加申込み

公募説明会及び施設見学会に出席される団体は、参加申込書（様式22）に必要事項を記入のうえ、各回の申込期限までに電子メールにより、件名を「名古屋市地区会館応募者説明会・施設見学会」とした上で、「29 問合せ先」まで申し込んでください。なお、参加は 1団体 3名以内とします。

16 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

申請に関する質問がある場合は、質問票（様式23）にて、令和 4年 7月

15日（金）までに電子メールにより、件名を「名古屋市地区会館・質問事項」とした上で「29 問合せ先」まで質問してください。来訪及び電話による質問は受け付けません。

(2) 質問の回答

質問者及び説明会に参加した団体には、電子メールで回答します。その他の方については、「29 問合せ先」まで問い合わせてください。

17 募集締切後の日程（予定）

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 選定委員会による審査 | 令和 4年 8月24日・25日（予定） |
| (2) 選定結果の通知 | 令和 4年 9月下旬頃 |
| (3) 指定管理者の指定 | 令和 4年12月 |
| (4) 指定管理者との協定締結 | 令和 5年 3月 |

18 選定方法及び選定の基準

- (1) 名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において、申請者から提出された事業計画書等書類の審査及び申請者に対するヒアリング等を行います。選定委員会は、条例第12条第 3項で定める次の基準に従い、別添の審査基準によって採点を行います。
- ア 市民の平等利用が確保されること。
- イ 事業計画書の内容が、地区会館の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (2) 満点の 5割を最低基準点とし、得点が最低基準点を上回った申請者の中から、最も高い得点の者を指定管理者の候補者に、次に高い得点の者を次点候補者に選定します。
- (3) 複数の申請者の評価が同点となった場合は、選定委員会において協議の上、候補者を決定します。

19 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請団体に書面によりお知らせするほか、市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの資料提供等により公表します。公表する内容は、次のとおりとします。

- (1) 選定委員会の開催日時
- (2) 選定委員会の委員
- (3) 候補者及び次点候補者として選定された団体
- (4) 申請団体
- (5) 選定委員会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く）
- (6) 候補者の提案の概要
- (7) 全申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳

20 選定委員会の構成

委 員 名	役 職 等
東 珠 実	椋山女学園大学 現代マネジメント学部 教授
三 浦 哲 司	名古屋市立大学大学院 人間文化研究科 准教授
山 田 英 裕	公認会計士
清 水 綾 子	弁護士
村 松 直 樹	西区山田支所長

なお、委員と利害関係のある団体から申請があった場合は、当該委員を当該地区会館の選定から除きます。

21 指定の手続き

- (1) 候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合、その他候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、市は、次点候補者と協議を行います。
- (2) 候補者は、市との協議が整った後、名古屋市議会の議決を経て、指定管理者として正式に決定されます。

- (3) 指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なく協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合、その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、市は指定を取り消すことがあります。

22 協定に関する事項

指定管理者は、市との協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担等に関して、協定を締結します。協定書は、全指定期間をとおして効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

23 団体における法人格変更への対応

団体の法人格が変更される場合は、原則として名古屋市議会の議決を経た上で再度指定を行います。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体をして他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画等）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

24 申請にあたっての留意事項

- (1) 選定委員及び本市職員並びに本件関係者に対し、本件申請についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。
- (2) 申請団体は、募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出してください。
- (3) 1団体につき提案（申請）は 1つとし、複数の提案はできません。
- (4) 原則として申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。
- (5) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。
- (6) 申請後に辞退する場合は、書面にてお申し出ください。
- (7) 申請の際に要する費用は、申請団体の負担とします。また、指定管理者と

して指定された後、指定期間の開始日までに指定の取消となった場合においても、準備のために要した費用等について、市は補償しないものとします。

- (8) 提出書類は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。行政文書公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申を参考に、市において判断しますので、特に必要がある場合を除き、意見照会を行いません。（名古屋市情報公開審査会答申については名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。）

なお、名古屋市議会で指定管理者の指定を審議するため、応募内容の概要を資料として提出する場合があります。

- (9) 提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。また、本市が必要と認める場合は、資料を追加して提出していただきます。追加して提出された資料の取扱いも、他に提出されている書類の取扱いと同様とします。
- (10) 協定の締結までに申請資格を喪失した場合は、市は協定を締結しません。
- (11) 業務の開始前に、市が求める研修、引継ぎを受けてください。

25 市による評価の実施、公表

市は、設置者としての説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者の管理運営状況を点検・評価し、その結果を公表するとともに、次期選定に活用します。

26 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとってください。

27 次期指定管理者への業務の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施してください。
- (2) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力を行ってください。
- (3) 次期指定管理者への引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とします。

28 暴力団の施設利用における措置

暴力団の排除措置を講ずる公の施設について、暴力団の利益となる活動と認められる施設利用の排除を徹底するため、指定管理者は以下の事項に留意してください。

(1) 愛知県警察本部長との合意書

市では、公の施設における暴力団の利益活動の排除に向け、「名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」（平成24年 3月30日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）（以下「合意書」と言います。）において、愛知県警察本部の協力を得て対処することとしています。

(2) 事務処理マニュアル

合意書に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとし、具体的には、暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、市の施設所管課を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として、指定管理者において、利用の不許可処分を行います。

29 問合せ先

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課地域振興係

〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号	052-972-3118
ファックス番号	052-972-4458
電子メールアドレス	a3118@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp